

声 明

2005（平成17）年10月3日

ノーモア・ミナマタ国賠訴訟原告団
団 長 大 石 利 生
ノーモア・ミナマタ国賠訴訟弁護団
団 長 弁護士園田昭人

私たちは、本日、熊本地方裁判所にノーモア・ミナマタ国賠訴訟を提起しました。

2004（平成16）年10月15日に言い渡された最高裁判所・水俣病関西訴訟判決は、水俣病の発生・拡大につき、国及び熊本県の国家賠償法に基づく損害賠償責任を認め、行政認定制度で棄却された者の中にも水俣病被害者がいることを明確に認めました。この最高裁判所判決後、多くの水俣病被害者が、行政認定制度が改められ広く救済されることを期待し、認定申請を行いました。その数は、熊本県、鹿児島県で3000名を超え、新潟でも新たに認定申請が出ています。

しかし、水俣病被害者の期待に反し、国は認定基準を見直そうとはしませんでした。こうした事情もあり、行政の認定審査会は機能停止の状態に陥っています。また、環境省が先般公表した新保健手帳の制度は、被害者を水俣病と認めないまま医療費の補助で幕引きにしようとするものであり、しかも、認定申請の取り下げや訴訟をしないことを手帳交付の条件とするもので、加害者としての責任に基づく補償とはかけ離れたものです。

もはや、水俣病被害者には、訴訟以外に正当な補償を受ける途はありません。そもそも行政認定制度は、水俣病の発生・拡大に責任のある国・熊本県が、被害者か否かを決める制度であり、その加害責任が確定した以上、もはや正当性や公平さは認められません。私たちは、信頼できる公平な機関である司法こそ、正当な補償を実現できる場であると確信し、提訴することを決意したものです。

水俣病の歴史は、被害を無いものにしようとする加害者側と、これに抗する被害者側の激しい闘いの歴史でした。チッソ及び行政は、被害者が辛苦のすえ闘い取った判決などの後、いつも場当たりの施策を行い、幕引きを図ろうとしてきました。しかし、場当たりの施策では根本的解決を図ることはできなかったのです。

来年は水俣病公式発見から満50周年を迎えるというのに、被害者救済問題さえ解決していないことは誠に憂慮すべき事態です。私たちは、最高裁判所判決を機に、そして50年目という節目の年に、被害者救済問題を決着させるべきだと考えます。

私たちは、本訴訟において、「司法救済制度」を提案し、その確立を目指します。「司法救済制度」とは、司法による水俣病被害者の救済手続です。裁判所が、水俣病被害者か否か及び慰謝料の額を、最高裁判所判決を基本に据えて、認定するものです。また、司法認定を受けた被害者らに、充実した医療費等の補償をすべきことも当然です。こうした抜本的な解決の仕組みを早急に確立し、3年以内に全ての水俣病被害者の救済を目指す決意です。

水俣病の発生・拡大につき責任のある者による正当な補償が実現してこそ、水俣病のような悲惨な公害を根絶できる、すなわち「ノーモア・ミナマタ」が実現できるものと確信致します。

国民の皆様のご理解とご支援を切にお願いするものです。